

# 子供・高齢者を交通事故から守る事業所運動実施要領

## 1 目的

各事業所が社会貢献活動の一環として、それぞれの活動実態に応じた安全運転に関するテーマを定め、子供・高齢者を交通事故から守る活動を展開するほか、島根県警察から提供される交通安全情報を活用した安全教育を実践することにより、子供と高齢者の交通事故防止を図るとともに、各事業所における安全運転意識の高揚につなげること。

## 2 実施対象及び方法

### (1) 実施対象

松江地区安全運転管理者協会に加入する安全運転管理者設置事業所

### (2) 方法

年度の各四半期（①4月～6月、②7月～9月、③10月～12月、④1月～3月）ごとにテーマを掲げて、より効果的な活動を行ってください。

## 3 テーマの選定

### (1) 統一テーマ

- ・日没前の早めのライト点灯
- ・横断歩道・交差点での安全確認の徹底
- ・道路環境に応じたスピードダウンの励行
- ・飲酒運転の根絶

### (2) その他のテーマ

統一テーマ以外に、各地区の交通情勢を考慮した上で、別表を参考に各事業所ごとに活動範囲及び活動時間帯を定め、実施可能なテーマを選定してください。

## 4 報告

実施した内容は四半期ごとに、別記様式（子供・高齢者を交通事故から守る事業所運動推進状況報告）により、FAX（24-8782）又はメールで報告をお願いします。

実施期間（3か月単位）	報告期限
第1四半期（4月～6月実施分）	令和6年7月10日（水）
第2四半期（7月～9月実施分）	令和6年10月10日（木）
第3四半期（10月～12月実施分）	令和7年1月15日（水）
第4四半期（1月～3月実施分）	令和7年4月10日（木）

### ※ 記載例

#### ① 推進状況

- ・〇月〇日～朝礼時に「歩行中の高齢者等の側方通過時には間隔を確保する」よう指導した。
- ・〇月〇日～〇〇において、安管〇〇職員が、自転車利用者に対する街頭指導を行い、自転車の交通マナーの周知とマナー向上を図った。

#### ② 効果、反省事項等

- ・職員一人一人の安全運転に対する意識が高まった。
- ・交通事故・違反が無くなった。

### 別表（3関係）

種別	テーマ（活動名）	テーマ（活動）の内容
運転時以外の安全活動（加害者とならないために子供・高齢者に安全行動を促す活動）	街頭における一声アドバイス活動	事業所周辺等において、登下校中の子供、高齢歩行者、自転車利用者等へ安全行動のためのワンポイントアドバイス、チラシ配布等を行う。
	道路横断者への声掛け活動	横断歩道の利用や、横断時には手を上げるなど横断の意志をするよう呼び掛ける。
	夕暮れ時から夜間の反射材着用促進活動	事業所周辺を歩行する子供や高齢者に対し、夕暮れ時から夜間の反射材着用促進を促す。
	訪問先でのワンポイントアドバイス運動	営業等で高齢者宅へ訪問したときに、安全行動のためのワンポイントアドバイスやチラシ配布などを行う。
運転時の安全活動	危険歩行者一声アドバイス活動（危険歩行者思いやりコール運動）	危険な歩行者を発見した場合に、声掛けを行い、安全行動を促すとともに、警察へ通報する。
	早めのライト点灯・上向きライト励行運動	日没の30分前にライトを点灯し、対向車がないときは、上向きライト走行を実践する。
	歩行者等の側方通過時の間隔確保運動	子供、高齢歩行者、自転車利用者等の側方を通過するときは、十分な間隔をとり、減速する等安全運転に努める。
	高齢運転者標識貼付車両の優先通行運動	高齢運転者標識貼付車両に対し、車間距離を十分にとり、無理な幅寄せや強引な割り込みなどを行わない。
	横断歩道・交差点スピードダウン運動	横断歩道や交差点を通過するときは、減速して、高齢歩行者や自転車利用者がいないか安全確認を徹底する。
	スピードダウン運動	道路環境に応じて走行速度を落とし、事故防止を図るとともにエコドライブを心掛ける。

子供・高齢者を交通事故から守る事業所運動推進状況報告

（ 月～ 月分）

事業所名 (安管番号)	( NO. )
統一テーマ	<input type="checkbox"/> A 日没30分前の早めのライト点灯 <input type="checkbox"/> B 横断歩道・交差点での安全確認の徹底 <input type="checkbox"/> C 道路環境に応じたスピードダウンの励行 <input type="checkbox"/> D 飲酒運転の根絶 ※該当項目に☑をしてください。
その他の テーマ	

推 進 状 況

効果、反省事項等